○国立大学法人埼玉大学情報メディア基盤センター規程

平成16年10月１日
規則第１６９号

改正　平成17.12.22　17規則32　平成20．3．1　19規則96
平成20．7.24　20規則75　平成24．9.25　24規則35
令和２．3.26　元規則43　令和３.10.28　３規則13
令和５．6.22　５規則14　令和６．2.15　５規則48

（趣旨）

第１条 この規程は、国立大学法人埼玉大学学則第８条の２第２項の規定に基づき、情報メディア基盤センター（以下「センター」という。）に関して、必要な事項を定める。

（目的）

第２条 センターは、本学における全学的な情報基盤の整備・運用及び情報基盤に係る研究開発を行うことを目的とする。

（業務）

第３条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

(1) 全学的な情報基盤の整備・運用

(2) 全学的な情報基盤の整備・運用に関する自己点検・評価及び改善

(3) 全学的な情報基盤に係る情報システムの研究開発

(4) 情報メディアを活用した各種教育プログラムの開発・支援

(5) その他センターの目的を達成するために必要な事項

２ センターは、前項の業務を遂行するために、学内関連組織と相互に連携し、調整を図るものとする。

（部門）

第４条 センターに、次の部門を置く。

(1) 学術情報処理研究開発部門

(2) 高度情報共有環境研究開発部門

(3) 情報メディア教育支援部門

（組織）

第５条 センターに、次の教職員を置く。

(1) センター長

(2) センターの教育・研究担当を命ぜられた教員（以下「担当教員」という。）

(3) 兼任教員

(4) その他の職員

（センター長）

第６条 センター長は、本学の専任教員のうちから、学長が委嘱する。

２ センター長は、センターを統括する。

３ センター長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

（担当教員）

第７条 担当教員の採用、昇任等に関しては別に定める。

（兼任教員）

第８条 兼任教員は、本学の専任教員のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

２ 兼任教員の任期は２年とし、再任を妨げない。

（センター会議）

第９条 センターの運営に関する事項を審議するため、センターに情報メディア基盤センター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

２ センター会議に関し必要な事項は、別に定める。

（事務）

第１０条 センターの事務は、総務部情報基盤課において処理する。

（雑則）

第１１条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成16年10月１日から施行する。

２　総合情報基盤機構設立後、最初に就任するセンター長及びセンターの兼任教員の任期については、第６条第３項又は第８条第２項の規定にかかわらず、平成18年３月31日までとする。

附　則（平成17.12.22　17規則32）

この規則は、平成18年１月１日から施行する。

附　則（平成20．3．1　19規則96）

この規程は、平成20年３月１日から施行する。

附　則（平成20．7.24　20規則75）

この規程は、平成20年７月24日から施行する。

附　則（平成24．9.25　24規則35）

この規程は、平成24年９月25日から施行し、平成24年４月１日から適用する。

附　則（令和２．3.26　元規則43）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３.10.28　３規則13）

この規程は、令和３年11月１日から施行する。

附　則（令和５．6.22　５規則14）

この規程は、令和５年６月22日から施行する。

附　則（令和６．2.15　５規則48）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。